

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 会計課	H22.4.1	燃料類(ガソリン・軽油・ A重油)の単価契約	ガソリン 124円 軽油 103円 A重油 67.5円 配達料 5円	佐世保市干尽町3-3 長崎県石油協同組合 佐世保支部 支部長 坂倉 雅敏	<p>県北振興局の所管は、北部は松浦市、南部は西海市の広範囲である。</p> <p>そのため、業務を遂行するにあたり、公用車のガソリン・軽油の給油体制もこれに対応するものでなければならない。</p> <p>また、A重油については、佐世保市には米軍基地があるため、供給が不足しており、安定した供給が求められる。</p> <p>石油協同組合と契約することで、ガソリン・軽油の給油機会が増え、安定したA重油の供給を受けることができ、また加盟店も広範囲になるため、業務に支障をきたす危険性が低下する。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	県北振興局	管理部 会計課	H22.4.1	青写真焼付等の単価契約	青写真焼付(A0)140円 青写真焼付(A1)70円 青写真焼付(A2)40円 青写真焼付(A3)30円 青写真焼付(2A0)280円 青写真焼付(A0A1)235円 青写真焼付(A0A2)188円 青写真焼付(A0A3)164円 カラーコピー(A0)3,000円 カラーコピー(A1)2,000円 カラーコピー(A2)1,000円 カラーコピー縮小(A1 A3)700円 PPCコピー(A0)500円 PPCコピー(A1)350円 PPCコピー(A2)200円 PPCコピー(A0A1)750円 PPCコピー(A0A2)650円 PPCコピー縮小(A1 A3)150円 第2原図トレベ(A0)700円 第2原図トレベ(A1)500円 データモノクロ出力フィルム 200(A1)1,500円 データモノクロ出力トレベ/コート紙(A0)700円 データモノクロ出力トレベ/コート紙(A1)400円 製本(折り)10円	佐世保市比良町5番2号 株式会社 エコー 代表取締役 永石 浩一郎	青写真焼付等に関しては、業務上、迅速な納品が必須である。 佐世保市内の青写真・コピー取扱いの登録業者は、現在3者であるが、そのうちの1者については、青写真・コピーの取扱いを中止しており、もう1者については、青写真を取り扱っていない状況である。よって1者随意契約とするものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	県北振興局	監理部 会計課	H22.6.2	平成22年度 施工体制点検業務委託	3,872,499	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当該業務は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に規定されている発注者責務である「点検その他必要な措置」を実行するための発注者を補助する業務であり、下記の2点を満たす必要がある。 公共工事における品質確保、施工体制、関係法令及び長崎県の土木行政に精通していること 建設業者と資本的または人的関係が懸念されないこと このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
4	県北振興局	農林部 土地改良課	H23.3.3	平成22年度 久吹地区 ダム管理設備保守点検 業務委託	1,023,750	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝特機電子株式会社 九州営業所 所長 阪口 一郎	当業務は、かんがい排水事業田平地区で実施した久吹ダム管理設備を点検するもので、建設時に設備を納入・調整を行った(株)東芝以外の業者ではシステムの点検は不可能である。 このため、点検を請け負う関連企業である当社を契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
5	県北振興局	建設部 管理第二課	H22.4.1	22年度小値賀漁港及び 斑漁港の環境整備施設 管理業務委託	1,212,500	北松浦郡小値賀町 笛吹郷2376-1 小値賀町長 山田 憲道	漁港区域内の海岸環境整備施設は、海岸法の規定により漁港管理者が管理することになっており、漁港施設と一体的に管理を行う必要がある。小値賀町は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、漁港施設の軽微な維持補修、港内の清掃及び使用許可等の事務を行っているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
6	県北振興局	建設部 管理第二課	H22.4.1	平成22年度 彼杵港港湾環境施設 管理業務委託	1,940,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6 東彼杵町長 紙谷 修	当該港湾緑地の管理は港湾施設と一体的に行う必要があるため、港湾施設の軽微な維持補修、港内の清掃等業務をおこなっている東彼杵町に委任することが、時間的経済的に最も合理的であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
7	県北振興局	建設部 管理第二課	H22.4.1	22年度小値賀漁港及び 斑漁港の環境整備施設 管理業務 委託	1,212,500	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1 小値賀町長 山田 憲道	小値賀町は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、漁港施設の軽微な維持補修、港内の清掃施設及び使用許可等の事務処理を行っているため	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	県北振興局	建設部 管理第二課 田平駐在	H22.4.1	平成22年度 松浦港・調川港 及び福島港 港湾緑地管理業務委託	2,078,300	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	県と松浦市との間で締結した覚書により、契約相手方が松浦市に特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
9	県北振興局	建設部 管理第二課 田平駐在	H22.4.1	平成22年度館浦漁港 生月漁港、大根坂漁港 緑地管理業務委託	1,824,200	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	平成18年4月3日に長崎県知事と平戸市長との間に締結された「館浦浦漁港、生月漁港、大根坂漁港の漁港環境整備施設の管理に関する覚書」に基づいて、県と地元市町が管理に要する費用を下記の経費区分に応じ負担するとして、県負担分を委託料として支払ってきた。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
10	県北振興局	建設部 管理第二課 大瀬戸駐在	H22.7.12	平成22年度国県道道路 緑地(大瀬戸地区)維持 管理工事	1,732,605	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12 (社)西海市シルバー人材センター 理事長 濱田 博之	<p>社団法人西海市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益法人である。</p> <p>西海市の高齢化率は3割(人口31,889人、うち65歳以上10,169人(H22.3.31))を超えている。また、西海市地域の有効求人倍率は長崎県内で最も低い0.25(平成22年3月、県平均(0.41)国平均(0.49))であり、高齢者の市内の就業機会は困難であることから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条、第40条の趣旨により、委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体に対して高齢者の就業支援を直接的・間接的に行う必要がある。</p> <p>西海市地域が高齢者にとって就業困難な地域であること、かつ県も高齢者等の雇用の安定等に関する法律の第5条により、高齢者の雇用の責務として規定されているため。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第3号
11	県北振興局	建設部 用地第一課	H22.4.1	用地取得事務委託	29,988,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手方が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県北振興局	建設部 用地第一課	H22.9.15	用地取得事務委託	3,892,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市土地開発公社 理事長 川田 洋	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
13	県北振興局	建設部 用地第二課	H22.4.1	一般国道204号 交通安全施設等整備工 事 用地取得事務委託 (松浦市調川町平尾免・ 下免)	2,786,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
14	県北振興局	建設部 用地第二課	H22.6.1	一般国道204号 交通安全施設等整備工 事 用地取得事務委託 (佐世保市江迎町西江 迎)	1,325,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
15	県北振興局	建設部 用地第二課	H22.7.1	主要地方道佐世保吉井 松浦線 橋梁整備工事(用地取 得事務委託)	12,897,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 桑原 徹郎	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
16	県北振興局	建設部 用地第二課	H22.7.1	主要地方道佐世保吉井 松浦線 道路改良工事(用地取 得事務委託)	3,589,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 桑原 徹郎	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号
17	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H22.4.1	21国改第1-19号 一般国道202号 道路改良工事 (監督補助業務委託)	17,388,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第11項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H22.4.1	21 臨国改第10-24号 一般国道206号 道路改良工事 (監督補助業務委託)	17,388,000	大村市池田2 - 1311 - 3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
19	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H22.4.23	22 単改第1401 - 2号 県北振興局 道路建設第一課 積算技術業務委託(第1 回契約)	2,612,400	大村市池田2 - 1311 - 3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的なえいきょうを受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
20	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H22.4.19	21 繰臨街改第2 - 8号 平瀬町干尽町線 街路改良工事 (監督補助業務委託)	13,041,000	大村市池田2 - 1311 - 3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H22.4.13	21線臨地改第6-6号 主要地方道平戸田平線 道路改良工事 (監督補助業務委託)	17,388,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H22.6.22	22起単改第503-1号 一般県道上志佐今福停 車場線調査設計業務委託	5,355,000	松浦市今福町北免2009-200 (株)昭和ポーリング 代表取締役 河内 俊雄	当該箇所において改良工事を行っていたが、地山掘削中に路肩の一部が崩壊した。 大型土のう等で仮復旧を行っているが、まもなく梅雨時期が迫る中、早急な対応策の検討及び施工に着手しなければさらなる増破の危険性がある。 このため、平成20年度に地質調査を行い、現地の地質状況を把握しており、その内容を今回の業務に活用可能な同社を、本業務への早急な対応が可能な唯一の契約相手と判断する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
23	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H22.10.12	21線起単改第415-6号 県北振興局 道路建設第二課 積算技術業務委託(第2 回契約)	9,999,150	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的なえいきょうを受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H22.11.1	22総地橋第1-3号 主要地方道佐世保吉井 松浦線橋梁整備工事 (監督補助業務委託)	8,032,500	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
25	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H22.4.1	21線単交整第402-14号 一般国道498号外1線交 通安全施設等整備工事 (監督補助業務委託)	4,347,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
26	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H22.4.1	21線単起災防第402-18号 一般県道佐世保世知原 線外1線道路災害防除 工事 (監督補助業務委託)	11,592,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H22.8.2	21線きめ橋補第201-2号 一般国道202号外2線 きめ細かな橋梁補修工 事 (監督補助業務委託)	8,694,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
28	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H22.10.1	主)大瀬戸西彼線外1線 きめ細かな橋梁補修工 事(監督補助業務委託)	8,694,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
29	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.2.10	22単交整第402-5号 県北振興局 道路維持第一課 積算技術業務委託(第2 回契約)	1,647,450	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的なえいきょうを受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.4.1	22 県道維第401-1号 一般県道宇久島循環線 道路維持管理委託	4,466,700	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	当委託は佐世保市宇久町(離島)にある県道の1路線の道路維持管理委託をするものであり、委託箇所が離島であるが道路の重要性及び安全性を考えると、休日も含め常時県道を管理しておく必要があることから宇久島に常時在任していることが条件となる。加えてこの業務は道路管理者としての行政的判断を瞬時に行う必要があり、状況によっては人的被害など重大な影響を及ぼすことが懸念される。以上の結果、宇久島に常に在島しており、島で唯一の道路管理の経験を持つ行政機関である当機関が契約の相手として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
31	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.4.1	22 県道維第401-2号 一般県道小値賀循環線 外2線道路維持管理委託	3,529,050	北松浦郡小値賀町 笛吹郷2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当委託は北松浦郡小値賀町(離島)にある県道の3路線の道路維持管理委託をするものであり、委託箇所が離島であるが道路の重要性及び安全性を考えると、休日も含め常時県道を管理しておく必要があることから小値賀島に常時在任していることが条件となる。加えてこの業務は道路管理者としての行政的判断を瞬時に行う必要があり、状況によっては人的被害など重大な影響を及ぼすことが懸念される。以上の結果、小値賀町に常に在島しており、島で唯一の道路管理の経験を持つ行政機関である当機関が契約の相手として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
32	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.4.1	21 国交整統第3-8号 一般国道204号 交通安全施設等整備工 事 (仮設維持管理)	2,562,000	松浦市志佐町里免314-6 久建設 株式会社	一般国道204号の平尾橋架け替えを行うため、迂回路として仮橋を設置しているが、工事完了後も前工事において設置した仮設物を連続して使用する必要がある。「土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部」第ii編題5章 -2-4により、前工事において仮設物(指定工法、任意工法)を継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.4.1	21線臨地橋補第6-3号 主要地方道平戸田平線 橋梁補修工事 (監督補助業務委託)	4,347,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
34	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.4.1	22単起防災第403-1号 主要地方道 佐世保日野松浦線 道路災害防除工事 (監督補助業務委託)	17,388,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
35	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.4.26	22単起交整第503-1号 県北振興局 道路維持第二課 積算技術業務委託	6,504,750	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的なえいきょうを受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
36	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.4.30	21線きめ橋補 第501-3号 主要地方道平戸生月線 きめ細かな橋梁補修工事 (監督補助業務委託)	2,898,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
37	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.10.29	22総国交整第11-3号 一般国道383号 交通安全施設等整備工事 (仮設維持管理)	1,995,000	平戸市下中津良町395 株式会社 久田組 代表取締役 久田 一	一般国道383号の若宮橋架け替えを行うため、迂回路として仮橋を設置しているが、工事完了後も前工事において設置した仮設物を連続して使用する必要がある。「土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部」第II編題5章 -2-4により、前工事において仮設物(指定工法、任意工法)を継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
38	県北振興局	建設部 砂防防災課	H22.4.1	22県北地对第2-2号 鷲尾岳地区地すべり対策工事 (監督補助業務委託)	14,868,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
39	県北振興局	建設部 砂防防災課	H22.4.1	22県北通砂第3-3号 河通川通常砂防工事 (監督補助業務委託)	14,868,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	県北振興局	建設部 砂防防災課	H22.6.1	22 県北通砂第1 - 3号 松浦今福川通常砂防工 事他1地区 (監督補助業務委託)	12,390,000	大村市池田2 - 1311 - 3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	<p>当該業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
41	県北振興局	建設部 砂防防災課	H22.7.12	22 県北急調第2号 大瀧(2)地区急傾斜地 調査工事(分筆登記業 務委託)	1,960,654	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	<p>当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。</p> <p>業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。</p> <p>また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。</p> <p>なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。</p> <p>以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
42	県北振興局	建設部 砂防防災課	H22.12.1	22県北急傾第4-3号 楠地地区急傾斜地崩壊 対策工事(分筆登記業 務委託)	2,532,512	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
43	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H22.5.24	22県北港単改第1-5号 県北振興局 港湾漁港第一課 積算技術業務委託(その 1)	1,046,850	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的なえいきょうを受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
44	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H22.5.26	22県北漁広第12-1 号 小値賀地区広域漁港整 備工事 (積算業務委託)	13,842,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術セン ター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事に係る積算業務を委託するものである。今回、発注予定である工事については、施工箇所が漁協の荷捌き所等に隣接し、工事による漁業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための検討を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、公正な立場から支援を期待できる唯一の社団法人であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
45	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H22.6.1	22県北港改第11-4号 県北・大瀬戸地区 港湾工事 (監督補助業務委託)	12,390,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
46	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H22.6.3	22県北漁広第12-2号 小値賀地区広域漁港整備工事 (監督補助業務委託)	15,067,500	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事に係る積算業務を委託するものである。今回、発注予定である工事については、施工箇所が漁協の荷捌き所等に隣接し、工事による漁業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための検討を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、公正な立場から支援を期待できる唯一の社団法人であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
47	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H22.8.10	22県北港整第1-2号 県北振興局港湾漁港第一課積算業務委託(その2)	2,420,250	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
48	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H22.5.26	22 県北漁広第 22 - 2 号 阿翁浦地区広域漁港整備工事 (阿翁浦漁港積算業務委託)	26,512,500	長崎市元船町 17 - 1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事の適正な履行の確認及び工物品質の確保を図るために積算業務を行うものであるが、当該漁港の港口では、養殖漁業が盛んに行われており、とりわけ養殖トラフグの一大生産地であり、今回の積算業務を行う施工箇所に隣接していることから、漁業への影響にはとりわけ配慮が必要がある。よって、本業務の遂行にあたっては、漁港周辺水域の環境改善技術、水生生物の生態系に配慮する検討などの高度な水産技術を必要とする。よって本業務を円滑に行うことができるのは、漁港漁場事業に豊富な知見と技術を保有し、漁港整備事業に関する本業務の実績も県内に多数あり、公正な立場から支援を期待できる社団法人であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
49	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H22.6.3	22 県北漁広第 22 - 3 号 阿翁浦地区広域漁港整備工事 (阿翁浦漁港工事監督業務委託)	15,697,000	長崎市元船町 17 - 1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事の適正な履行の確認及び工物品質の確保を図るために積算業務を行うものであるが、当該漁港の港口では、養殖漁業が盛んに行われており、とりわけ養殖トラフグの一大生産地であり、今回の積算業務を行う施工箇所に隣接していることから、漁業への影響にはとりわけ配慮が必要がある。よって、本業務の遂行にあたっては、漁港周辺水域の環境改善技術、水生生物の生態系に配慮する検討などの高度な水産技術を必要とする。よって本業務を円滑に行うことができるのは、漁港漁場事業に豊富な知見と技術を保有し、漁港整備事業に関する本業務の実績も県内に多数あり、公正な立場から支援を期待できる社団法人であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
50	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H22.4.1	21線代臨改第1-7号 市道堤線道路改良工事 (監督補助業務委託)	13,629,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
51	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H22.4.1	平成22年度一般県道維持管理業務委託	4,419,000	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(鷹島、福島)で道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
52	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H22.4.14	22田道維第3号 一般国道383号道路修繕工事(平戸大橋主塔昇降機保守点検業務委託)	894,600	福岡県福岡市中央区天神1-14-16 三精輸送機(株)九州営業所 所長 松竹 司朗	平戸大橋主塔昇降機の機器調整には特殊な技術が必要とするため、相手方が昇降機の製造、設置業者である当業者に特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
53	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H22.7.5	22田道維第63号 主要地方道獅子津吉線道路修繕工事	7,665,000	平戸市前津吉町174-1 吉住建設株式会社 代表取締役 吉住 喜久代	梅雨前線豪雨により、道路法面上部からの落石が発生した。落下した転石が道路を塞いだ状況により通行止めとしたため、早期の規制解除が必要である。 また、梅雨末期が迫る中、さらなる落石の危険性が高いため早急の対応が求められる。 そのため、当地区において改良工事を手掛け、現地を熟知した当業者を契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号

平成22年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H23.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
54	県北振興局	建設部 田平土木維持管 理事務所	H22.6.28	22単起交整第503-3 号 県北 振興局田平土木維持管 理事務所積算技術業務 委託(第1回契約)	1,369,200	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 野田 浩	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号